

○可茂衛生施設利用組合行政組織規則

平成 1 1 年 4 月 1 日
可茂衛生施設利用組合規則第 1 号

改正 平成12年 4 月 1 日組合規則第 1 号
平成13年 4 月 1 日組合規則第 4 号
平成16年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成18年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成20年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成22年 4 月 1 日組合規則第 4 号
平成29年 3 月27日組合規則第10号
平成31年 3 月27日組合規則第 2 号
令和 3 年 3 月19日組合規則第 3 号
令和 5 年 3 月30日組合規則第 1 号

平成12年10月 1 日組合規則第 2 号
平成14年 4 月 1 日組合規則第 1 号
平成17年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成19年 4 月 1 日組合規則第 4 号
平成21年 4 月 1 日組合規則第 3 号
平成24年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成30年 3 月 9 日組合規則第 2 号
令和 2 年 3 月12日組合規則第 2 号
令和 4 年 3 月22日組合規則第 3 号
令和 6 年 3 月29日組合規則第 2 号

可茂衛生施設利用組合行政組織規則（平成 7 年可茂衛生施設利用組合規則第 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、管理者の統括の下における補助機関の組織について必要な事項を定めるものとする。

（組織の設置及び廃止）

第 2 条 補助機関に属する組織の設置及び廃止は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（組織の特例）

第 3 条 臨時又は特別の事務については、前条の規定にかかわらず、別に定めるところにより組織を設け、又は職員を指定して処理することができる。

（課及び係の設置）

第 4 条 可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（令和 3 年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号）及び可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例（平成18年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号）、並びに可茂衛生施設利用組合火葬場の設置及び管理に関する条例（平成 8 年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号）に掲げる施設の事務を分掌させるため、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）に次表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、右欄に掲げる係を置く。

課名	係名
総務課	総務係、経営財務係
業務課	施設 1 係、施設 2 係
建設推進室	建設推進係

（会計管理者の補助組織）

第 5 条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を設置する。

2 会計課に会計係を置く。

（分掌事務）

第 6 条 課及び係の分掌事務は、おおむね別表のとおりとする。ただし、管理者が必

要と認めるときは、分掌事務以外の事務を取り扱わせることができる。

(組織上の職)

第7条 組合に次の職位を置く。

- (1) 組合に事務局長を置く。
- (2) 課に課長を置く。
- (3) 係に係長を置く。

2 事務局長は、管理者の命を受け、組合の事務を総括掌理し、職員を指揮監督する。

3 課長は、上司の命を受け、課の分掌事務を掌理し、職員を指揮監督する。

4 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

第8条 組合に次長を置くことができる。

2 次長は、事務局長を補佐する。

第9条 課に課長補佐、主任主査及び主査を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を補佐する。

3 主任主査は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務の調査、企画、立案等に参画し、処理する。

4 主査は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

第10条 課に専門対策監を置くことができる。

2 専門対策監は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を処理する。

3 専門対策監は、再任用職員をもって充てる。

(職員の職)

第11条 補助機関に置かれる職員の職は、第7条から第10条までに定める職及び法令に特別な定めのあるものを除くほか、次表のとおりとする。

職名	補職名	所掌事務
職員	主任	上司の命を受け、事務に従事する。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技能労務職員	労務職員	上司の命を受け、労務に従事する。
	技能職員	上司の命を受け、技能的業務に従事する。

(職員の相互補助)

第12条 職員は、その所属の分掌事務について滞りのないよう相互に補助し、特に管理者の命があったときは、他の所属の事務をも援助しなければならない。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年組合規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年組合規則第2号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年組合規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年組合規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年組合規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年組合規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年組合規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年組合規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年組合規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年組合規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年組合規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年組合規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年組合規則第10号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年組合規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年組合規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年組合規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年組合規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年組合規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年組合規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年組合規則第2号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

総務課

総務係

- (1) 組合議会に関すること。
- (2) 組合幹事会及び可茂地区一般廃棄物等事務連絡協議会に関すること。
- (3) 職員の人事、給与等に関すること。
- (4) 例規及び公告式に関すること。

- (5) 文書の審査及び管理並びに公印の管守に関する事。
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (7) 防災の総括に関する事。
- (8) 工事等の入札及び契約に関する事。
- (9) その他他の係に属さない事。

経営財務係

- (1) 予算の編成及び執行に関する事。
- (2) 決算に関する事。
- (3) 地方公会計に関する事。
- (4) 工事等の設計審査及び検査に関する事。
- (5) 組合財産の取得、処分及び管理に関する事。
- (6) 経営計画等の各種計画及び各種統計に関する事。
- (7) エコサイクルプラザの管理及び運営並びに啓発活動に関する事。
- (8) 広報紙の発行、ホームページの管理及び運営並びに報道に関する事。
- (9) 情報化の推進及び情報システムの管理に関する事。
- (10) 循環型社会形成推進施策の総括に関する事。

業務課

施設1係

- (1) ささゆりクリーンパーク（わくわく体験館を除く。）の管理及び運営に関する事。
- (2) ごみの搬入受入に関する事。
- (3) 資源売却に関する事。

施設2係

- (1) 緑ヶ丘クリーンセンターの管理及び運営に関する事。
- (2) 可茂聖苑の管理及び運営並びに指定管理者に関する事。
- (3) わくわく体験館の管理及び運営並びに指定管理者に関する事。

建設推進室

建設推進係

- (1) 次期ごみ処理施設の建設推進に関する事。
- (2) 次期ごみ処理施設の建設に関する各種関係機関との協議及び連絡調整に関する事。

会計課

会計係

- (1) 現金、基金及び有価証券の経理並びに保管に関する事。
- (2) 小切手及び公金振替書の振出しに関する事。
- (3) 指定金融機関及び収納代理金融機関に関する事。
- (4) 収入及び支出に関する事。
- (5) 物品の出納及び保管に関する事。
- (6) 証拠書類の編集保管に関する事。
- (7) 例月出納検査に関する事。

- (8) 歳入歳出決算に関すること。
- (9) 会計事務の指導に関すること。